

第7回教育委員会会議

令和8年6月9日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

報告第19号

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

報告第19号

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、下記のとおり教育長による急施専決を行ったので、同項第2項の規定に基づき報告する。

記

別紙のとおり、教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する。

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨及び理由

犯罪被害者等が雇用に関する様々な不利益を被る場合があることや、民間企業において犯罪被害者等のための休暇制度の導入を促進するためには、国の行政機関における取組も重要であることから、国における犯罪被害者等の雇用の安定に関する施策に、「国の行政機関における犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知・検討」が盛り込まれることとなった。それに伴い、被害者参加人の裁判対応に伴う負担に加え、犯罪被害者等支援の重要性や被害者参加制度の公益性を考慮し、職員が被害者参加人として裁判所等に出頭する場合も特別休暇の対象とする旨の人事院規則の改正が行われる。

本市においても、上記の人事院規則の改正趣旨を踏まえ、同様の改正を行う。

2 改正内容

特別休暇のうち官公署出頭休暇に係る取得の要件に被害者参加人(刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第316条の33第3項に規定する被害者参加人をいう。)を追記する。

3 施行期日

公布日から施行する。

なお、この施行期日については人事院規則(公布・施行予定日:令和8年6月1日)にあわせて設定するものである。

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年大阪
市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる場合には、臨時的任用職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。</p> <p>[(1)～(5) 略]</p> <p>(6) 臨時的任用職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人、被害者参加人（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の33第3項に規定する被害者参加人をいう。）</u>等として国会、地方公共団体の議会、裁判所、人事委員会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める期間又は時間</p> <p>[(6の2)～(17) 略]</p> <p>[2 略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第8条 [同左]</p> <p>[(1)～(5) 同左]</p> <p>(6) 臨時的任用職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人</u>等として国会、地方公共団体の議会、裁判所、人事委員会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める期間又は時間</p> <p>[(6の2)～(17) 同左]</p> <p>[2 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。